

事務局ニュース08-NO.08臨時版 2009.2.27 埼玉県学童保育連絡協議会

〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4 - 1 0 0 5

048-644-1571 FAX 048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

1. 「埼玉県子育て応援後期行動計画」へ保護者・指導員から学童保育についての意見をたくさん届けてください（3月10日〆切）！

埼玉県は現在、2009年度内に「県子育て応援後期行動計画」を策定すべく、少子政策課内に「策定委員会」を設けて作業中です（県連協からも参加）。その作業の一貫として、以下のように県民に意見を求めています。保護者と指導員さんから、「県の施策をこう改善してほしい」という意見がたくさん届けられることが、よりよい「計画」づくりにつながります。

（県庁ホールページから）埼玉県子育て応援後期行動計画の策定にあたり、県民の皆様から御意見を募集します。EメールまたはFAXでお送りください。

氏名、住所、年齢、性別、御意見をお書きください。

件名を「埼玉県子育て応援後期行動計画への意見」としてください。

提出先：Eメール a3320-04@pref.saitama.lg.jp FAX 048 - 830 - 4784

提出期限：平成21年3月10日（火）

形式にこだわらず、たくさんの方々が、意見を届けてくださるようお願いいたします。

連絡協議会、保護者会、指導員会でも個人（保護者・指導員）でも、どんな単位でもけっこうです。A4判1枚程度でもけっこうです。県庁に送ったものを、併せて県連協事務局までお送り下さい（FAX048-644-1572、Eメール gakudoust@yahoo.co.jp）。

意見のポイントとして ○学童保育に預けてよかった。子どもにとっても私にとってもけれど、こんな困難を抱えている 施設のこと、大規模問題、指導員の待遇のこと等々 県としてこんな点を支援してほしい

参考1 「県子育て応援前期行動計画」の学童保育（放課後児童クラブ）に関わる箇所

具体的施策 （39頁）（3）放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブの設置促進

・放課後児童クラブについて、原則として小学校区ごとに、入所を希望するすべての児童を受け入れる体制を整備するとともに、保育の質の向上を図ります。

・小学校の余裕教室など既存の公共施設の活用も図りながら、放課後児童クラブの設置を促進します。 ・放課後児童クラブの設置 760カ所→841カ所

放課後児童クラブ運営基準の活用促進

・放課後児童クラブ運営基準を周知し、市町村等と連携しながら活用を促進します。

・放課後児童クラブの運営状況を定期的に調査し、公表します。

放課後児童クラブ運営基準に基づく保育の質の向上

・放課後児童クラブ運営基準に基づき、施設、設備、運営状況を確認し、その結果に基づき、保育の質の向上を図ります。

指導員研修カリキュラムや指導員の認証制度の検討

・指導員の資質の向上を図るため、行政、関係団体、大学等の関係機関の連携により、指導員の研修カリキュラムを作成します。

・指導員研修の受講終了について、県独自に認証する仕組みについて検討します。

障害児の受け入れの促進

・放課後児童クラブへの入所を希望する障害児の受け入れを促進します。

養護学校放課後児童クラブの設置の促進

・養護学校児童の健全育成を図るため、養護学校放課後児童クラブへの入所を希望するすべての児童を受け入れる体制を整備するとともに、保育の質の向上を図ります。

参考2 「県子育て応援後期行動計画」たたき台 2009年2月5日

以下は、少子政策課から示された「たたき台」のうち、学童保育に関わる部分です。

放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実

○すべての小学校区の入所を希望する児童を受け入れることができるよう、放課後児童クラブを整備します。26年度までに各市町村のニーズを踏まえ、●力所の整備をめざします。

○定員が71人以上の「大規模児童クラブ」の解消を目指すとともに、「放課後児童クラブ運営基準」にできる限り沿った運営を実現するため、定期的に各クラブの運営基準の遵守状況を確認します。その上で、特に指導の必要な事項については、事業の実施主体である市町村に対して改善の余地の有無について個別に確認を行い、放課後における児童の生活環境の向上を図ります。

○放課後児童クラブへの入所を希望する障がい児の受入を進めます。

○特別支援学校に通学する児童の健全育成を図るため、特別支援学校の児童で学童クラブへの入所を希望するすべての児童を受け入れられるよう、整備を進めます。

○放課後子ども教室をすべての市町村で実施できるよう、関係機関が連携して必要な人材の確保等を行い、放課後の子ども達の安全で安心できる居場所の確保を目指します。

2. 「保育指針」への意見を3月27日までに寄せ下さい！

現在、県連協として年度末を目途に「学童保育の保育指針」を策定中です。別添の代表委員会のレジュメに23ページのものがあります。これまでいくつかの主には指導員連協の会議で意見を伺ってきましたが、改めて「広く意見を公募してほしい」という希望がありましたので、公募します。年内には策定する計画ですので、お忙しいことと存じますが、3月27日までにFAXなていしメールにてお寄せ下さい（FAX048-644-1572、Eメール gakudoust@yahoo.co.jp）。「保育指針」は、県連協ホームページでも掲載しますので、それをご活用下さい。